

第1回看護職員養成・確保に関する連携協力協議資料

1	今日までの主な経過	1
2	京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方<平成21年3月>	3
3	京都市立看護短期大学の四年制化の取組に関する確認事項<平成21年6月>	29
4	主な論点	31

今日までの主な経過

- 平成 20 年 3 月，これまでの内部検討の結果として，看護短大の四年制化が望ましいとするとともに，その運営方式として，①直営，②公立大学法人，③公設民営，④民設民営の四通りが考えられるとする「京都市立看護短期大学の今後のあり方について」をとりまとめ，同年 4 月から四年制化後の運営方式等に関する内部検討に着手しました。
※同年 6 月，補正予算（「京都市立看護短期大学将来構想策定」400 万円）成立
- 平成 20 年 11 月，市内私学による看護学科の新規参入動向を踏まえ，私学と競合しないよう，「民設民営」方式での看護短大四年制化の可能性を模索していくこととし，①「民設民営」方式で看護短大を四年制化するための基本条件に関する検討等に着手するとともに，同年 12 月に，市内の全大学・短期大学（市立校を除く）等を対象として，新規参入動向等に関する調査票を発送しました。
- 平成 21 年 2 月，上記の調査結果及び「民設民営」方式の基本条件に関する内部検討状況（同年 6 月，**「京都市立看護短期大学の四年制化に関する考え方」[3 ページ]**）として発表する内容の骨子）を踏まえ，平成 23 年度に看護学科の新設を予定している二つの私学から，進捗状況を聴取しました。
- 上記の結果，本市の考える「民設民営」方式の基本条件（①看護短大の教員が相手方の大学と共に教育システムの構築が可能，②看護短大の教員の受入が可能）に合致し得るのは，事実上佛教大学に特定され，公募等になじまない状況にあったことから，本市から佛教大学に対して，「民設民営」方式による看護短大の四年制化について意向を確認し，同年 3 月 16 日，市長と佛教大学の設置者である学校法人浄土宗教育資団（当時）理事長との間で，基本合意に達しました。
- 上記を受け，3 月 23 日の教授会での了承を経て，3 月 25 日の定例記者会見において，本市と佛教大学との公民協力による看護短大の四年制化方針を発表しました。
- その後，学生・父兄等関係者・団体への説明に努めるとともに，本市と佛教大学との間で，事務レベル及び教授レベルでの協議組織を設置。6 月には両者の協力の下で新たに設置する看護学科の教育内容等の基本的なあり方について，**文書での確認 [29 ページ]**を行うとともに，引き続き新たな看護学科における教育内容等の詳細について，22 年度に国の設置認可を受けるべく協議を進めてきました。
- また，看護短大の四年制化方針に伴って本市が創設を検討している新たな奨学金制度については，5 月市会本会議で，市長が市内私学の四年制看護学科の学生を対象とする方向で検討する旨を表明。その後，本市と関係大学（佛教大学，京都橘大学及び京都光華女子大学）との間で，制度の内容に関する協議を進めてきました。
- 以上を踏まえ，平成 22 年 2 月，京都市会に，「京都市立看護短期大学条例を廃止する条例」及び看護短大の廃止を前提として創設予定の看護師修学資金融資制度関連予算を含む「平成 22 年度一般会計予算」を議案として提出しましたが，前者については否決，後者については可決されました。

○ 廃止条例の否決を受けて、平成 22 年 4 月、本市は平成 21 年 6 月に取り交した確認事項については、これを白紙撤回し、連携の枠組を解消しました。

一方、本市では、医療の高度化や専門化に対応できる看護職員の養成及び京都市立病院をはじめとする市内医療機関への質の高い看護職員の確保を図るため、同短期大学を廃止し、市内の私立大学と連携協力して看護教育を充実していくというこれまでの考え方に基づいて、今後、四年制看護学科を設置又は設置予定の市内の私立大学全体との連携協力の可能性について、関係者との協議に着手することとしました。

京都市立看護短期大学の
四年制化に関する考え方

平成 21 年 3 月

京 都 市

目 次

I 看護短大の現状

1	事業概要	1
2	学生の状況	2
3	教育環境の状況	3
4	収支状況	5
5	まとめ	6

II 外部環境の状況

1	看護基礎教育四年制化の流れ	8
2	看護系短期大学四年制化の流れ	9
3	市内大学・短期大学の動向	9
4	市内専門学校等の動向	10
5	市内看護師の需給動向	11
6	本市の財政状況	15
7	まとめ	16

III 看護短大の四年制化に伴う運営方式の検討

1	運営方式の比較・検討	18
2	最適な運営方式	21

IV 質の高い看護職員の養成と確保のための新たな枠組

1	市内私立大学との公民協力による民設民営方式での看護短大の四年制化	22
2	市内大学・関係団体との公民協力による離職看護職員の復帰支援対策	23
3	市内大学・関係団体との公民協力による現職看護職員の定着支援対策等	23

I 看護短大の現状

1 事業概要

(1) 主な沿革

【表 1：主な沿革】

昭和 25 年 4 月	京都市中央市民病院（京都市立病院の前身）に隣接して、京都市高等看護学院を開設
昭和 29 年 4 月	京都市立看護短期大学を開設
昭和 31 年 3 月	京都市高等看護学院を廃止
昭和 40 年 12 月	京都市中央市民病院が京都市立病院として現在地に移転したことに伴い、京都市立看護短期大学も同地に移転
昭和 51 年 2 月	昭和 52 年度入学受験生から入学考査料徴収
昭和 53 年 4 月	昭和 53 年度入学生から入学料徴収
昭和 54 年 4 月	昭和 54 年度入学生から授業料徴収
平成 5 年 4 月	男女共学

(2) 教育理念

豊かな人間性と教養に富み、高い倫理観に基づいて、人の生命と健康を守り、広く社会に貢献する人材を育成することを理念とする。優れた看護師として求められる専門的知識、技術を修得し、保健、医療、福祉・教育の分野で、地域社会に貢献する熱意と使命感を持った看護師を育てることを目指す。

(3) 対象

看護師等になることを目的に、学力試験又は推薦入学選考に合格し、入学を許可された者（1 学年 50 人（定員）。全学 150 人）

(4) 活動内容

看護師養成を目的とした教育指導。1～2 学年は、基礎教養科目、医学や看護学等の専門科目について講義を中心に、3 学年は、臨地実習を中心に必要単位を修得させる。本学を卒業（見込みを含む）することによって、看護師国家試験受験資格が与えられる。また、平成 17 年の学校教育法一部改正により、卒業生には、短期大学士の学位（看護学）を授与している。

(5) 収支状況

【表 2：過去 3 年間の収支状況推移】

		年間経費		特定財源	京都市年間負担経費
		事業費	人件費		
17 年度	281,002 千円	72,433 千円	208,569 千円	90,575 千円	190,427 千円
18 年度	290,254 千円	69,336 千円	220,918 千円	89,322 千円	200,932 千円
19 年度	290,652 千円	71,396 千円	219,256 千円	88,862 千円	201,790 千円

(6) 主な成果指標

【表 3：過去 3 年間の主な成果指標推移】

	卒業生数	看護師国家試験合格者数	就職・進学者数
17 年度	51 人	49 人	49 人
18 年度	48 人	49 人	48 人
19 年度	51 人	49 人	47 人

※ 看護師国家試験合格者数には、既卒の当該年度合格者も含む。

2 学生の状況

(1) 受験者・入学者の状況

- 入学生のアンケート結果から、志望動機の主たる要因は学費が低廉であることや、四年制大学の滑り止め化していること、更に約半数が四年制大学への編入学を考えていることが伺える。
- 一般枠については、他府県出身の入学者が大半を占めている。

【表 4：過去4年間の受験者数・入学者数の推移】

	受験者		入学者	
	一般枠	推薦枠	一般枠	推薦枠
17年度	232人	27人	32人(8人)	20人(19人)
18年度	419人	36人	31人(6人)	21人(20人)
19年度	419人	31人	29人(9人)	22人(21人)
20年度	338人	29人	32人(9人)	20人(20人)

※（ ）内は、京都府出身者数（内数）

【表 5：看護短大の一般枠入学生に対するアンケート結果（平成18年度）】

■看護短大を志望した理由（複数回答）		
1	授業料が安い	96.8%
2	他の学校の滑り止め	77.4%
3	センター試験のみで二次試験がない	61.3%
4	市立病院が隣接している	51.6%
5	自宅から通える	41.9%
■他の受験校について		
1	できれば四年制の看護大学へ行きたかった	67.7%
2	看護短大で一応満足している	32.3%
■卒業後の志望（複数回答）		
1	四年制の看護大学に編入学したい	54.8%
2	看護師として病院で働きたい	41.9%
3	養護教諭になりたい	22.6%
4	保健師学校に進学して保健師になりたい	19.4%
5	助産師学校に進学して助産師になりたい	16.1%

(2) 卒業者の状況

- **就職者のほとんどは、200床以上の医療機関に就職している。**

就職者のほとんどは、200床以上の急性期病院等に就職しており、看護短大は、高度医療に対応した医療機関への人材供給を担っている。

- **市内医療機関への就職者数は、伸び悩んでいる。**

市内医療機関への就職者数の大半は、京都府出身者である。近年の一般枠入学生に占める他府県出身者の増加や、四年制大学編入学生の増加等が、市内医療機関への就職者数の伸び悩みの主な要因として考えられる。

- **京都市立病院への就職者数は、伸び悩んでいる。**

市内医療機関への就職者数の伸び悩みと相俟って、京都市立病院への就職者数も伸び悩んでいる。学生の出身地と就職先との相関関係のほか、京都市立病院への就職は、京都市人事委員会採用であり、看護短大卒業者の優先採用がない（公務員試験の合格が条件）ことなども主な要因として考えられる。

- **四年制大学編入学生は、増加傾向にある。**

高学歴志向と相俟って、入学者の約半数が四年制大学への編入学を考えており、実際に卒業者の約2～3割が四年制大学に編入学している。

○ **卒業者は、保健、医療、福祉、看護教育の各分野で活躍している。**

京都市立病院をはじめとする医療機関はもとより、看護短大を含む国公立大学の教員をはじめ、各種学校・団体においても、主要ポストに就く人材を輩出している。

【表 6：過去 4 年間の卒業生の進路状況の推移】（単位：人）

	卒業生							
		就職者数					進学者	その他
		市内		市外				
	市立病院	市立病院以外	府内	他府県				
17 年度	51(23)	37(17)	12(2)	8(3)	1(0)	16(12)	13(6)	1(0)
18 年度	48(22)	32(15)	13(4)	8(2)	1(0)	10(9)	16(7)	0(0)
19 年度	51(25)	34(17)	18(9)	6(1)	2(1)	8(6)	13(7)	4(1)
20 年度	47(24)	28(14)	3(0)	7(2)	3(0)	15(12)	18(9)	1(1)

※（ ）内は、他府県出身者で内数

【表 7：過去 4 年間の病床規模別就職先】

	就職者数	市内		市外	
		200 床以上	200 床未満	200 床以上	200 床未満
17 年度	37 人	20 人 (12 人)	0 人	17 人	0 人
18 年度	32 人	21 人 (13 人)	0 人	11 人	0 人
19 年度	34 人	24 人 (18 人)	0 人	10 人	0 人
20 年度	28 人	10 人 (3 人)	0 人	18 人	0 人

※（ ）内は、市立病院就職者で内数

3 教育環境の状況

(1) 特色

○ **入学金・授業料が低廉である。**

授業料は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に準じて設定しているため、四年制の国公立大学よりも安い。なお、市立校として、市内出身者の入学金は、市外出身者の 2 分の 1 に設定している。このほか、看護師として本市に勤務しようとする学生に対する修学資金貸与制度（本市での勤務年数に応じ返還免除）も設けている。

○ **手厚い指導体制をとっている。**

臨地実習では、1 人の教員が 1 グループ（学生約 7 人）を担当し、実習施設に常在し、実習後もきめ細かな教育・指導に当たっている。ただし、総定員 1 人当り教員数は、他の公立看護系単科大学・短期大学よりも少ない水準にある。

○ **京都市立病院との関係が深い。**

実習単位の約 4 分の 3 は、隣接する京都市立病院で実施している。専門基礎教育の約 5 割は、京都市立病院からの非常勤講師が担当している。また、看護短大の専任教員の約 3 割は、京都市立病院の出身者（併任含む）でもある。更に、京都市立病院の看護師の約 3 割が看護短大の出身者であり、現看護師長以上のポストでは、実に 4 割以上を看護短大出身者が占めている。

【表 8：入学料・授業料等の比較（平成 20 年度）】

	京都市立看護短大	京都大	京都府立医科大	京都橋大
学 部 等	看護科	医学部（人間健康科学科看護学専攻）	医学部（看護学科）	看護学部（看護学科）
入 学 料	(市内)112,800 円 (市外)225,600 円	282,000 円	(府内)169,200 円 (府外)282,000 円	250,000 円
授 業 料	390,000 円	535,800 円	535,800 円	1,100,000 円
設 備 費 等	0 円	0 円	0 円	550,000 円
計	(市内)502,800 円 (市外)615,600 円	817,800 円	(府内)705,000 円 (府外)817,800 円	1,900,000 円

【表 9：過去 3 年間の修学資金貸与制度の利用状況】

	修学資金貸与者数 (各年度入学者の内、新規貸与者数)	本市就職者数	決算額
17 年度	19 人	19 年度 18 人	14,208 千円
18 年度	4 人	20 年度 3 人	12,837 千円
19 年度	19 人	—	16,005 千円

※貸与月額は、33,000 円（≒年間授業料（390,000 円）／12 ヶ月）

※修学資金貸与者が、看護職員として、本市（京都市立病院含む）に就職した場合、勤務期間に応じて返還を免除（3 年間勤務した場合、3 年分の返還を免除）

【表 10：専任教員数の比較（平成 20 年度）】

	学校	入学定員	総定員	専任教員数	総定員 1 人当り 教員数
短大	京都市立看護短期大学	50 人	150 人	16 人	0.107 人
	川崎市立看護短期大学	80 人	240 人	29 人	0.121 人
大学	神戸市看護大学	80 人	400 人	59 人	0.148 人

※指定都市が設置者となっている看護系単科大学・短期大学で比較。専任教員数には、併任を含む。ただし、学長を除く。

※神戸市看護大学は総定員に 3 年次編入学定員を含む。

（2）教員の状況

○ 専任教員の退職が続く一方で、教員の新規採用は困難になってきている。

近年、毎年 1～3 人の退職が続いている。一方、退職教員の補充については、全国的な看護系教員不足の中、年々厳しさを増している。

○ 専門教育科目以外、外部の非常勤講師に多くを依存している。また、専任教員の職位に偏りがある。

基礎教育・専門基礎教育（看護学以外）は、外部の非常勤講師に多くを依存している。また、専門教育は、専任教員の職位に偏りがあるため、各看護領域の単位認定権の裁量と責任を反映した教員の再配置が課題となっている。

○ 看護短大出身者と京都市立病院出身者が、教員の中核を担っている。

看護短大の専任教員の約 3 割は、看護短大若しくは京都市立病院又はその両方の出身者（併任含む）によって構成されている。看護短大における教育内容の一貫性や特色という観点からは、肯定的に捉えることができる。

【表 11：過去 3 年間の専任教員退職状況】

	教授	准教授	講師	助教	助手	計
17 年度	—	—	2 人	—	1 人	3 人
18 年度	—	—	—	—	1 人	1 人
19 年度	1 人	1 人	—	—	1 人	3 人

【表 12：専任教員の状況（平成 20 年度）】（単位：人）

	教授	准教授	講師	助教	助手	計
専任教員	4 (1)	4 (3)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	16 (12)

※学長を除く専任教員の状況。ただし、教授 4 人の内、1 人（医師）は京都市立病院併任

※（ ）内は、看護系専任教員で内数

（3）施設の状況

○ 老朽化が進んでおり、耐震補強も必要である。

管理棟・講義棟共に、築後約 40 年が経過し、問題が生じるたびに応急処置をして維持している状況であり、近い将来、大規模改修若しくは改築が必要な状況と考えられる。なお、講義棟は、平成 14 年度に耐震診断を実施した結果、耐震補強が必要とされている。

○ スペースが狭隘である。

総定員 1 人当りの面積は、他の公立看護系単科大学・短期大学の水準よりも低く、狭隘である。

【表 13：施設の現状】

	面積	構造	建築時期
敷地面積	約 8,000 m ²		
延べ床面積	3,759 m ²		
管理棟	1,424 m ²	鉄筋コンクリート造 2 階建	昭和 40 年 12 月
講義棟	2,132 m ²	鉄筋コンクリート造 3 階建	昭和 47 年 3 月
クラブハウス	203 m ²	鉄筋コンクリート造 1 階建	昭和 51 年 9 月
(運動場)	3,169 m ²		
(テニスコート)	685 m ²		

【表 14：延べ床面積の比較（平成 20 年度）】

	学校	入学定員	総定員	延べ床面積	総定員 1 人当り面積
短大	京都市立看護短期大学	50 人	150 人	3,759 m ²	25.06 m ²
	川崎市立看護短期大学	80 人	240 人	9,418 m ²	39.24 m ²
大学	神戸市看護大学	80 人	400 人	16,591 m ²	41.48 m ²

※指定都市が設置者となっている看護系単科大学・短期大学で比較。

※神戸市看護大学は総定員に 3 年次編入学定員を含む。

4 収支状況

（1）収支状況

○ 本市年間負担額は約 2 億円である。

経費の大半は、人件費が占めている。一方、授業料は、省令に準じて設定しており、収支構造の根本的な改善は難しい。なお、近い将来、大規模改修や改築に伴う、一定の設備投資が必要と考えられる。

【表 15：過去3年間の収支状況】

	17年度	18年度	19年度
①事業費	72,433千円	69,336千円	71,396千円
貸付金（修学資金）	14,208千円	12,837千円	16,005千円
負担金補助金及び交付金 （病院施設分担金等）	13,201千円	12,611千円	13,085千円
委託料（警備委託，検査業務等）	5,118千円	5,382千円	7,001千円
その他（学生実習謝礼，図書・雑誌等）	39,906千円	38,506千円	35,305千円
②人件費	208,569千円	220,918千円	219,256千円
③年間経費	281,002千円	290,254千円	290,652千円
④特定財源	90,575千円	89,322千円	88,862千円
国庫・府支出金	0千円	0千円	0千円
授業料等	90,127千円	89,007千円	88,550千円
その他（電子複写機使用料等）	448千円	315千円	312千円
⑤京都市年間負担経費	190,427千円	200,932千円	201,790千円
⑥授業料等の割合（授業料等／③）	32.1%	30.7%	30.5%

【表 16：予算規模の比較（平成20年度）】（単位：千円）

	学校	年間経費			特定財源	設置者年間 負担経費
		事業費	人件費			
短大	京都市立看護短期大学	295,699	68,281	227,418	93,415	202,284
	川崎市立看護短期大学	525,079	187,526	337,553	131,378	393,701
大学	神戸市看護大学	1,053,431	304,030	749,401	352,684	700,747

※指定都市が設置者となっている看護系単科大学・短期大学で比較

(2) 四年制化に伴うランニングコスト見込（直営の場合）

- 定員等の条件にもよるが本市年間負担額は年間約3～8億円である。

【表 17：四年制化に伴うランニングコスト見込】

	入学定員 50 人の場合	入学定員 130 人の場合
収入 (①)	120,132千円	320,916千円
運営のための支出 (②)	455,553千円	1,163,514千円
年間負担必要額 (②-①)	335,421千円	842,598千円

※入学科は，市内出身者 188,000 円（市外出身者 376,000 円）と想定。授業料は 535,800 円と想定

(3) 四年制化に伴うイニシャルコスト見込（直営の場合）

- 建築工事費だけで約 21 億円である。

【表 18：四年制化に伴うイニシャルコスト見込】

建築工事費	2,160,000 千円	建物単価：270 千円 ※建物単価は，国立大学の施設整備単価水準に基づく数値を採用
-------	--------------	--

※延床面積 8,000 m²（現状の概ね 2 倍程度）を想定

※鉄筋コンクリート造 4 階建を想定。既存建物撤去費，外構別途，消費税別

5 まとめ

(1) 看護短大の主な評価

- 昭和 29 年，当時の全国的な看護師不足を背景に，今日の高度医療に対応できる看護師の養成を先見し，私立の聖路加看護短大とともに，我が国で最初に文部省から認可を受けて開設された国公立としては初めての看護系短期大学である。
- 看護短大では，幅広い教養を持つ看護師の養成と看護師の地位向上を目指した大学教育が必要であるとして，単に看護の専門知識を教えるだけでなく，看護に関する

る高度な理論と技術を教授・研究することとし、教養に培われた豊かな人格をもって、将来我が国の看護学を発展させるような看護師を育成することを目指し、自己指向型学生の育成に努めてきた。平成5年度からは、時代の要請に応え、男女共学制とした。なお、看護基礎教育の中心的な目標であり、その教育理念に謳っている倫理性の修得については高い水準にあると考えられる。

- 看護短大は、これまでに2,000人以上の卒業生を、京都市立病院をはじめ全国の医療機関等に供給し、広く地域医療に貢献している。とりわけ隣接する京都市立病院とは、看護教育及び人材供給の面で密接な関係にあり、実習単位の約4分の3を同病院で実施しているほか、同病院の看護師の約3割は看護短大の出身者が占めている。なお、近年の就職者のほとんどは、200床以上の医療機関に就職しており、高度医療に対応した医療機関への人材供給を担っている。

(2) 看護短大の主な課題

- 看護短大は、入学生のアンケート結果からも、高学歴志向、看護基礎教育充実の流れの中で、四年制大学の滑り止め化してきている観は否めない。また、約半数の入学生が当初から四年制大学への編入学を考えており、実際に卒業者の約2~3割が四年制大学に編入学している。更に、近年の一般枠入学者に占める他府県出身者の増加も相俟って、京都市立病院をはじめとする市内医療機関への新卒看護師供給源としての役割に大きな課題が生じている。
- 看護短大の総定員1人当りの専任教員数は、他の公立看護系単科大学・短期大学と比較して低い水準にある。また、近年毎年1~3名の退職が続き、定着が図りにくい状況にある。一方、退職教員の補充については、全国的な看護系教員不足の中、年々厳しさを増している。更に、専任教員の職位に偏りがあるため、各看護領域の単位認定権の裁量と責任を反映した教員の再配置など、看護教育機関としての機能の維持・向上の面でも課題がある。
- 看護短大の運営は、年間約2億円の本市年間負担額(赤字)が生じる事業である。なお、授業料は、省令に準じて設定しているため、収支構造の根本的な改善は困難である。また、直営で四年制化する場合、教職員とも現状以上の体制が求められることなどから、本市年間負担額は、定員等の条件にもよるが約3~8億円規模になるものと見込まれる。
- 看護短大の建物は、築後約40年が経過している。また、総定員1人当りの面積も、他の公立看護系単科大学・短期大学よりも低く、狭隘である。更に、講義棟は、耐震補強が必要な状態であり、四年制化する場合はもとより、現状のままでも、近い将来の大規模改修若しくは改築が必要な状況である。なお、四年制化する場合、建築工事費だけで約21億円規模になるものと見込まれる。
- 看護師の養成機関が国・府の他、民間にも多数存在する中、本市が看護短大を設置して、看護師の直接養成を行う意義は、医療の高度化・専門化に対応できる看護師を養成するための「高度な教育環境」を提供することである。しかし、近年四年制看護学科の設置が進み、本市がこれまで看護短大において提供してきた「高度な教育環境」は、相対的に地位が低下してきている。これまでのところ、公立大学としてのブランドや価格競争力等により、学生確保についての問題は顕在化していないが、少子化や他大学等の動向によっては、厳しさを増すことが考えられる。

Ⅱ 外部環境の状況

1 看護基礎教育四年制化の流れ

国の「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」の論点整理（平成20年7月）では、今後の方向性として、「看護基礎教育では、看護に必要な知識や技術を習得することに加えて、身につけた知識に基づいて思考する力、及びその思考を基に状況に応じて適切に行動する力をもつ人材（中略）として成長していく基盤となるような教育を提供することが必要不可欠」とした上で、看護基礎教育を充実していくための具体的な方策として、「看護基礎教育の期間の延長を図り、大学での基礎教育に移行していく」など、3案が示されている。

【表 19：看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理（Ⅲ-2 具体的な方策等）】

<p>本懇談会の議論では、以上のような教育を実現するべく、看護基礎教育は充実されるべきであり、教員の資質の向上をはじめ、そうした教育を提供するのに相応しい体制や環境を確保していく必要があるという点に関し意見の一致を見た。その具体的な方策等については、委員から以下のような意見が示されたところである。</p>	
イ	<p>医療の高度化やチーム医療の推進等の医療・看護の状況の変化、高度医療における看護や生活を重視した看護を提供するために求められる看護職員の資質・能力、また社会一般の高学歴化の観点から、将来的には、看護基礎教育の期間の延長を図り、大学での基礎教育に移行していく必要がある。学生の大学進学志向を踏まえると、看護職員確保という観点からも、大学教育に移行すべきである。</p>
ロ	<p>国民のニーズに応えるため、将来的には大学教育を主体とした方向で看護基礎教育の充実を図る必要がある。その際には、全体の養成数や養成の場の割合、看護職員確保への影響、養成所等を運営する者の観点も踏まえた対応とすべきである。また必修教科の量を増やさず、カリキュラムを精査して状況変化に対応できる能力を身につける教育への転換が相応しい。</p>
ハ	<p>大学教育における養成の必要性は認識しつつ、現在看護師を目指す者の約3分の2が養成所及び高等学校で学んでいることを踏まえれば、大学での養成に一律に限定するのではなく、現行の多様な養成課程を量・質両面から評価し、教育の充実に向けて必要な改善を図る必要がある。</p>
<p>今後の看護基礎教育の充実に関しては、医療提供関係者や看護師等学校・養成所を運営する者等を含め、広く国民的なコンセンサスを重ねながら議論を進めていくことが不可欠である。その際には、現行の教育に関する評価も含め実証研究等によるエビデンスを重ねる必要がある。</p>	

【表 20：看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理（Ⅳ留意事項（抜粋・要約））】

<p>（看護職員需給への影響）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学での看護職員養成課程が増加していくことによる看護職員需給への影響については、（中略）総じて好影響を与える。 従来の、一定の量の恒常的な退職を見込み、それを新卒を中心に補うことを想定するという発想で看護職員の処遇を捉えることを改め、（中略）着実に離職を防止し、需給を改善していくべきである。 看護職員確保に関しては、社会人の看護教育ニーズに的確に対応できるカリキュラムの整備をすることや、潜在看護職員の再就業（中略）についても視野に入れる必要がある。 <p>（看護職員養成に関わる費用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学という比較的高額の費用負担を伴う課程の増加が看護職員志望に与える影響や、大学を設置しようとする主体に係る経費負担が、今後の課程設置数の動向に与える影響等を考慮すべきである。 <p>（看護職員としての継続的な学習を可能とする環境の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> より高度かつ専門的な業務を担う看護職員の増大が見込まれ、必要な能力や技術を自己研鑽や研修等により身につけていく必要がある。

2 看護系短期大学四年制化の流れ

○ 短期大学は、四年制大学への移行・統廃合等により、全国的に減少している。

大学・短期大学の収容力（入学者数÷志願者数）は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像（平成 17 年 1 月）」においても、平成 19 年には 100%に達するものと予測されており、今日、いわゆる大学全入時代を迎え、短期大学数は、四年制大学への移行・統廃合等により、全国的に減少している。

○ 看護教育においても、四年制大学が増加する一方で、短期大学は減少している。

四年制看護学科の新設が増加する一方で、短期大学（2～3 年制看護学科）は、四年制への移行・統廃合等により減少しており、現在すべての公立看護系短期大学において、四年制化の検討が行われている。

【表 21：過去 10 年間の大学・短期大学数の推移】

	年度	計	国立	公立	私立
大 学	平成 10 年度	604 校	99 校	61 校	444 校
	平成 20 年度	(+161) 765 校	(-13) 86 校	(+29) 90 校	(+145) 589 校
短期大学	平成 10 年度	588 校	25 校	60 校	503 校
	平成 20 年度	(-171) 417 校	(-23) 2 校	(-31) 29 校	(-117) 386 校

※（ ）内は、過去 10 年間の変動数

【表 22：看護師学校数（大学・短期大学別）】

		計	国立	公立	私立
大 学	校数	167 校	43 校	43 校	81 校
	定員	13,268 人	2,894 人	3,345 人	7,029 人
短期大学	校数	32 校	—	7 校	25 校
	定員	3,010 人	—	600 人	2,410 人

※平成 20 年度の指定（認定）学校概況に基づき、平成 20 年 5 月 1 日現在で記載。校数及び定員には、学生募集停止校も含む。

【表 23：近年の公立看護系短期大学の状況】

学校名	入学定員	修業年限	備考
市立名寄短期大学	50	3 年	平成 18 年 4 月募集停止→名寄市立大学
千葉県立衛生短期大学	40	2 年	平成 20 年 4 月募集停止→千葉県立保健医療大学
	80	3 年	
川崎市立看護短期大学	80	3 年	※四年制化を検討中
静岡県立大学短期大学部	80	3 年	※四年制化を検討中
京都市立看護短期大学	50	3 年	※四年制化を検討中
島根県立大学短期大学部	80	3 年	※四年制化を検討中
新見公立短期大学	60	3 年	※平成 22 年 4 月に四年制化の予定

※入学定員の単位：人（募集停止校の場合、最後の学年の入学定員）

3 市内大学・短期大学の動向

市内に所在する大学・短期大学 35 校（市立校除く）を対象として、平成 20 年 12 月に実施した「看護職員養成に関する動向調査」の結果（回答 27 校）は、概ね以下のとおりである。

(1) 現状

○ 市内では 4 大学・短期大学が看護学科を設置しており、入学定員の合計は 285 人

(2) 今後 5 年以内の計画

○ 市内 2 私学が四年制看護学科の平成 23 年 4 月新設を計画。このほか、1 私学も新設を検討中

○ 市内 1 大学が四年制看護学科の平成 22 年 4 月定員増を計画

3 大学の看護学科新設又は定員増が計画通り実現する場合、平成 23 年 4 月の入学定員は 430～470 人（現状より最大で 1.65 倍）に増加する。他 1 私学も新設する場合、入学定員は更に増加する。

【表 24：市内大学・短期大学の動向（平成 20 年度）】

学校名	入学定員	修業年限	種別	備考
京都大学	70 人	4 年	国立	
京都府立医科大学	75 人	4 年	公立	
京都橘大学	90 人	4 年	私立	
京都市立看護短期大学	50 人	3 年	公立	
A 大学	(60～80 人)	4 年	私立	平成 23 年 4 月に看護学科新設計画中
B 大学	(80～100 人)	4 年	私立	平成 23 年 4 月に看護学科新設計画中
C 大学	—	4 年	私立	看護学科新設を検討中
計	285 人⇒430～470 人（1 大学の定員 5 人増計画も算入）			

(3) 看護短大のあり方等、行政に期待すること

○ 実習施設や就職先の確保等に関する支援策

看護学科を設置又は新設を計画中の 1 私学から、①実習施設や就職先の確保、②学生の修学資金援助や寄宿舎等に関する支援策を期待する意見があった。①は、本市が設置する病院や保健所等での実習受入を求めているもの、②は、（国公立と私学とで学費の格差が大きいことから、）看護職員を目指す私学学生への修学支援を求めているものと解される。

○ 公民の競合に対する危惧

看護学科を設置又は新設を計画中の 2 私学から、看護短大が四年制化すれば、私学にとって大きな影響があり、公民の競合が懸念される、という趣旨の意見があった。

4 市内専門学校等の動向

看護職員養成課程を設けている市内の専門学校等 11 校を対象として、平成 20 年 12 月に実施した「看護職員養成に関する動向調査」の結果（回答 10 校）は、概ね以下のとおりである。

(1) 現状

- 市内には看護職員養成課程を設けている専門学校等が 11 校あり、入学定員合計は 805 人（助産・准看含む）である。
- 現状における学校運営の課題として、入学生の確保、経営面の厳しさ等が挙げられている。

【表 25：看護職員養成課程の課題に関する自由記載（要約）】

- ・ 学生の確保が困難であり、経営にも影響を与えている。
- ・ 学生の学力の低下や格差も課題。個別指導が必要な学生が多くなり、指定規則以上に教員を配置しているため、人件費が増大し、安定した経営基盤の維持が困難になってきている。
- ・ 教員の増員、離職防止が課題。教育内容の充実や教員の教育力向上も課題
- ・ 少人数教育のため、経営が苦しい。
- ・ 教育設備等が大学等に比べて劣る。

(2) 今後 5 年以内の計画

- 市内 1 校が助産師養成課程の平成 21 年 4 月新設を計画（定員 20 人）。このほか、1 校も新設を検討中
- 市内 1 校が看護師養成課程の平成 21 年度定員増（4 人）を計画
- 修業年限の延長を予定している学校はない。ただし、1 校は、看護師基礎教育四年制化の流れを受けて、将来構想委員会を設置して検討中

1校の助産師養成課程の新設及び1校の看護師養成課程の定員増が計画通り実現すれば、平成21年度の入学定員（助産・准看含む）は全体で829人（現状より24人増）と見込まれる。他1校も新設する場合、全体の入学定員は今後更に増加する。

【表 26：市内専門学校等の動向（平成20年度）】

種別	学校名	入学定員
助産	京都医療センター附属京都看護助産学校	35人
統合カリキュラム	京都中央看護保健専門学校	80人
看護 (3年)	京都第一赤十字看護専門学校	40人
	京都第二赤十字看護専門学校	40人
	(京都医療センター附属京都看護助産学校)	80人
	日本パプテスト看護専門学校	20人
	洛和会京都看護専門学校	80人
	近畿高等看護専門学校	35人
	京都保健衛生専門学校	40人
	京都桂看護専門学校	40人
	京都府医師会看護専門学校	80人
看護 (2年)	(京都府医師会看護専門学校)	80人
	京都府看護専修学校	40人
准看	(京都府医師会看護専門学校)	80人
	(京都府看護専修学校)	35人
計	全 体：805人⇒829人（2校の定員増・新設計画算入）	
	助産除く：770人⇒774人（1校の定員増計画算入）	
	准看除く：690人⇒714人（2校の定員増・新設計画算入）	

※上記の内5校（網掛け）は本市が運営補助を行っている。

（3）看護短大のあり方等、行政に期待すること

○ 実習施設や補助金の確保等に関する支援策

2校から、保健所実習の確保や学校運営に対する補助金等の支援を求める意見があった。

○ 看護短大の四年制化

2校から、看護短大の四年制化を期待する意見があった。内1校は、市財政が逼迫しており、看護系単科大学の設置は困難だと思うので、他大学との統合が必要になる、というものであった。

5 市内看護師の需給動向

市内に所在する一般病床200床以上の21病院を対象として、平成20年12月に実施した「看護職員養成に関する動向調査」の結果（回答17病院）は、概ね以下のとおりである。

（1）就業形態別就業状況

- 市内17病院で看護職員6,779人が就業。その内約90%が常勤職員
- 看護職員の約90%（6,130人）は看護師（准看護師除く）
- 看護師（准看護師除く）・助産師・保健師の90%以上は常勤職員
- 看護師の欠員状況は2病院30人

看護職員の約90%は常勤職員であり、看護職員の約90%を看護師（准看護師除く）が占めている。なお、看護師については2病院30人の欠員が生じている。

【表 27：市内看護職員の就業形態別就業状況（平成 20 年度）】

	看護師 (17 病院)	准看護師 (17 病院)	助産師 (12 病院)	保健師 (8 病院)	計
常勤	5,557 人	213 人	242 人	66 人	6,078 人
非常勤	125 人	38 人	7 人	0 人	170 人
紹介予定派遣	9 人	1 人	0 人	0 人	10 人
パート・アルバイト	196 人	39 人	4 人	3 人	242 人
休業・休職	243 人	22 人	12 人	2 人	279 人
計	6,130 人	313 人	265 人	71 人	6,779 人
欠員・不足数	30 人	0 人	0 人	0 人	30 人

※パート・アルバイトは常勤換算数

※回答の記入データにおいて不整合の回答病院がある。

(2) 在勤年数別就業状況

- 市内 17 病院の看護師（准看護師除く）・助産師の約 70%、助産師の約 90%を在勤年数 10 年未満職員が占める。

看護師、助産師の約 70%、保健師の約 90%が在勤年数 10 年未満である。
看護職員の大半は常勤職員と考えられるが、在勤年数 10 年未満の職員が 70%以上を占めており、一定の構造的な要因（出産・育児、労働環境等）があるものと考えられる。

【表 28：市内看護職員の在勤年数別就業状況（平成 20 年度）】

	看護師	准看護師	助産師	保健師
～ 1 年未満	978 人	73 人	40 人	12 人
1～ 3 年未満	1,487 人	59 人	61 人	15 人
3～10 年未満	1,867 人	66 人	80 人	38 人
10～20 年未満	1,006 人	51 人	45 人	7 人
20～30 年未満	524 人	37 人	23 人	0 人
30～40 年未満	163 人	16 人	2 人	0 人
40 年～	3 人	2 人	0 人	0 人
計	6,028 人	304 人	251 人	72 人

※回答の記入データにおいて不整合の回答病院がある。

(3) 前職別看護師（常勤）採用状況

- 市内 16 病院（17 病院の内 1 病院は未回答）の採用実績では、「新卒・新人」が約 60%を占めており、次いで「他施設から」が約 30%。「再就業（直前の職場を退職後 1 年以上経過している者）」及び「その他」は合わせて 10%未満
- 「新卒・新人」に占める四年制大学卒業者は約 20%だが、漸増傾向にある。また、「他施設から」に占める四年制大学卒業者の割合は 10%未満だが、漸増傾向にある。

常勤看護師の供給源としては、「新卒・新人」が約 60%、「他施設から」が約 30%で、再就業者は少ない。四年制大学卒業者の採用実績は、「新卒・新人」「他施設から」のいずれにおいても漸増傾向にある。

【表 29：市内病院における過去3年間の前職別看護師（常勤）の採用状況】

	18年度		19年度		20年度	
		内4大卒者		内4大卒者		内4大卒者
新卒・新人	495人	95人	560人	115人	526人	142人
他施設から	265人	14人	363人	19人	304人	28人
再就業	17人	0人	11人	1人	11人	1人
その他	5人	0人	14人	2人	4人	0人
計	782人	109人	948人	137人	845人	171人

※回答の記入データにおいて不整合の回答病院がある。

(4) 学校種別看護師（常勤）採用状況

- 市内16病院（17病院の内1病院は未回答）の採用実績では、専門学校等卒業者が約70%、四年制大学卒業者が約20%、短期大学卒業者が約10%。四年制大学卒業者は漸増傾向にあるが、短期大学卒業者は漸減傾向
- 市内学校出身者は約50%。うち、市内四年制大学卒業者は漸増傾向にあるが、市内短期大学卒業者は漸減傾向
- 市内16病院の内、半数の8病院では、看護師の新卒採用に当り、四年制大学卒業者の採用予定数が決められていない。残り8病院中1病院は「（四年制大学卒業者を）予定通り採用」、7病院は予定通り採用できていない。

市内16病院の採用実績では専門学校等卒業者が約70%を占めている。なお、市内16病院の半数は看護師の新卒採用に当たり、四年制大学卒業者の採用予定を決めていない。一方、採用予定数を決めている病院の内、予定通りの採用ができた病院は1病院のみであり、四年制大学卒業者の供給が、まだ十分ではないと考えられる。

採用された看護師全体の約5割が市内の学校出身者であるが、採用された四年制大学卒業者に占める市内の学校出身者は約3~4割である。

【表 30：市内病院における過去3年間の学校種別看護師（常勤）の採用状況】

	18年度		19年度		20年度	
		内市内の学校出身者		内市内の学校出身者		内市内の学校出身者
四年制大学	121人	36人	138人	56人	171人	64人
短期大学	104人	66人	92人	44人	73人	40人
専門学校他	539人	325人	743人	411人	607人	341人
計	764人	427人	973人	511人	851人	445人

※回答の記入データにおいて不整合の回答病院がある。

【表 31：看護師の新卒採用における4年制大学卒業者の確保状況（平成20年度）】

	病院数
予定より多く確保	0病院
予定どおり確保	1病院
予定より不足	7病院
特に決めていない	8病院
計	16病院

回答なし	1病院
------	-----

(5) 今後の看護師（常勤）採用計画

- 平成21年度は市内15病院（17病院の内2病院は未定）で707人、平成22年度は回答10病院で372人、平成23年度は回答10病院で393人の採用が計画されている。

市内17病院中13病院が7:1入院基本料算定病院である。回答16病院の平成20年度採用実績は約850人。回答15病院の平成21年度採用計画は約710人。また、回答10病院の平成22~23年度採用計画は約370~390人である。

【表 32：市内 17 病院の病床規模（平成 20 年 12 月現在）】

	病院数
200－299 床	2 病院（ 2）
300－399 床	7 病院（ 3）
400－499 床	0 病院（ 0）
500－599 床	4 病院（ 4）
600－699 床	2 病院（ 2）
700－799 床	0 病院（ 0）
800－899 床	0 病院（ 0）
900－999 床	0 病院（ 0）
1000 床－	*2 病院（ 2）
計	17 病院（13）

※（ ）内は「7：1 入院基本料算定病院」で内数

※*印の 2 病院の内 1 病院は実働病床数 882 床

（6）認定・専門看護師の就業状況と今後の配置計画

ア 認定看護師

- 認定看護師の配置数は、市内 15 病院（17 病院の内 2 病院未回答）で、「皮膚・排泄ケア」14 人、「感染管理」「救急看護」各 9 人、「集中ケア」8 人、「がん化学療法看護」「がん性疼痛看護」各 7 人と続く（15 分野 75 人）。
- 市内 14 病院が今後の配置計画（18 分野 83 人）をもっている。

イ 専門看護師

- 専門看護師の配置数は、市内 15 病院（17 病院の内 2 病院未回答）で、「がん看護」2 人（1 分野 2 人）
- 市内 7 病院が今後の配置計画（7 分野 14 人）をもっている。

認定看護師は多くの病院で配置されており、また、今後もほとんどの病院で認定看護師が配置される予定であり、認定看護師養成の需要は高いと言える。
一方、専門看護師を配置する病院はまだ僅かであり、現状では今後の配置予定も多くない。

【表 33：市内 15 病院の認定看護師配置状況及び配置計画】

	現状	計画	計
1 皮膚・排泄ケア	14 人	9 人	23 人
2 感染管理	9 人	8 人	17 人
3 救急看護	9 人	2 人	11 人
4 集中ケア	8 人	5 人	13 人
5 がん化学療法看護	7 人	10 人	17 人
6 がん性疼痛看護	7 人	4 人	11 人
7 糖尿病看護	5 人	8 人	13 人
8 緩和ケア	3 人	7 人	10 人
9 手術看護	3 人	3 人	6 人
10 新生児集中ケア	3 人	1 人	4 人
11 摂食・嚥下障害看護	2 人	5 人	7 人
12 認知症看護	2 人	3 人	5 人
13 透析看護	1 人	5 人	6 人
14 訪問看護	1 人	2 人	3 人
15 乳がん看護	1 人	1 人	2 人
16 不妊症看護			
17 小児救急看護		1 人	1 人
18 脳卒中リハビリテーション看護		4 人	4 人
19 がん放射線療法看護		5 人	5 人

【表 34：市内 15 病院の専門看護師配置状況及び配置計画】

		現状	計画	計
1	がん看護	2人	6人	8人
2	母性看護		1人	1人
3	急性・重症患者看護			
4	精神看護			
5	地域看護		2人	2人
6	老人看護		2人	2人
7	小児看護		1人	1人
8	慢性疾患看護			
9	感染症看護		1人	1人
10	家族支援		1人	1人

【表 35：近畿の認定看護師教育機関】

名称	都道府県	認定看護分野
日本看護協会神戸研修センター	兵庫県	がん化学療法看護，緩和ケア，感染管理
大阪府看護協会	大阪府	救急看護
滋賀県立大学	滋賀県	感染管理
京都橘大学	京都府	皮膚・排泄ケア
京都府看護協会	京都府	がん放射線療法看護※
兵庫県看護協会	兵庫県	皮膚・排泄ケア，訪問看護
白鳳女子短期大学	奈良県	皮膚・排泄ケア，緩和ケア

※平成 20 年 5 月に認定対象となった認定看護分野。平成 21 年 9 月開校予定

(7) 看護師養成に関し、行政に期待すること

- 「看護師の研修事業の設置」(9 病院) や「高度医療に対応する看護職員の養成」(8 病院) を求める意見が多い。

「認定・専門看護師等教育」(6 病院)，「卒後教育」(4 病院) に対する奨学金制度と合わせて、高度化・専門化する医療に対応するため、就職後の看護師の継続教育・研修等に関する行政の支援が求められているものと解される。

- 「ワーク・ライフ・バランスへの支援」(11 病院)，「メンタル・職場環境についての相談・助言機能」(7 病院) や「看護師の再就労への支援」(6 病院) を求める意見も多い。

他の職種に比べて、身体的・精神的に厳しい労働環境にあることを踏まえ、離職防止や再就業に関する行政の支援が求められているものと解される。

6 本市の財政状況

(1) 経過及び現状

平成 16 年 7 月に、京都市基本計画第 2 次推進プラン，京都市市政改革実行プラン及び京都市財政健全化プランを同時策定し，政策推進と行財政改革を一体的かつ戦略的に進めてきた。

京都市財政健全化プランでは，平成 20 年度までの 4 年間で見込まれた一般会計の財源不足 (1,645 億円) に対応するため，行財政改革の取組を進める一方で，将来の市債償還のために積み立てている公債償還基金からの借入れなどの特別対策を活用してきたが，「将来のために必要な最低限の貯金をも使うことにより，なんとかやりくりしてきた」というのが京都市財政の実態であり，財源不足に充てられる基金も既に底をついている。

また，国における三位一体の改革以降，地方交付税及び臨時財政対策債について，算定方法の見直しが大都市にとって極めて厳しいものになっており，本市への交付額は，過去 5 年間で△507 億円 (△39%。全国平均△24%) と，市税収入の増 (321 億

円)をはるかに上回る規模で削減されている。

一方、本市は、これまでから福祉施策等に力を入れてきたことなどから、義務的な経費は増加の一途をたどっており、今後も着実に増加することが見込まれている。

(2) 今後3年間の財政収支見通し(京都未来まちづくりプラン)

一定の前提条件の下で、一般会計における平成23年度までの3年間の財政収支見通しを試算した結果、財源不足見込額の合計は964億円に上る見通しとなった。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、試算通りに推移した場合、平成22年度に早期健全化基準を上回り、平成23年度に財政再生基準を超過する規模の財源不足となるため、従前の取組の延長線上ではない、大胆な行財政改革の取組を行わなければ、3年後には財政再生団体に陥りかねない危機的状況となっている。

なお、市債残高については、公営企業も含めた全会計で2兆1千億円を上回る水準にあり、将来に負担を先送りせず、未来の京都に責任を持つためには、市債発行の一層の抑制が必要である。

このような財政収支見通しの下で、今後、未来の京都のために必要な施策を推進しつつ、各年度の収支均衡を達成するためには、これまでも増して強力に行財政改革に取り組む必要がある。

【表 36：一般会計の財政収支見通し】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
収入見込	3,897億円	3,861億円	3,835億円	3,821億円
支出見込	4,045億円	4,139億円	4,155億円	4,187億円
財源不足額	△148億円	△278億円	△320億円	△366億円
財源不足額累計(実質赤字額)	—	△278億円	△598億円	△964億円
実質赤字比率	—	7.79%	16.75%	27.00%

※実質赤字比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた四つの指標(健全化判断比率)の一つで、11.25%以上で「財政健全化団体」、20%以上で「財政再生団体」になる。

※一般会計の財政収支見通しの主な前提条件

- ①市税：各年度の名目経済成長率(財務省試算数値)を基に見込む。
- ②地方交付税・臨時財政対策債：現在の減少傾向が継続されるものとして見込む。
- ③未来まちづくり推進枠：現在と同額(40億円)を継続するものとして、後年度負担も含めて見込む。

財政健全化団体

財政再生団体

7 まとめ

(1) 市内看護職員需給の主な課題

○本市が、平成20年12月に実施した「看護職員養成に関する動向調査」の結果、回答のあった200床以上の市内17病院の看護師の欠員は2病院30人、また、四年制大学卒業者の採用予定数を決めている8病院の内予定通り採用できたのは1病院のみであった。なお、回答病院の今後の採用計画からは、制度の大幅な改正等がなければ、概ね現状をベースとして大きな需要の増減はないものと見込まれる。

一方、市内2私学が看護学科の新設を計画、市内1私学も5年以内の看護学科新設を検討中であるほか、市内1大学が看護学科の定員増を計画していることが明らかになり、回答の通り実現すれば、平成23年4月の市内の四年制看護学科の入学定員は平成20年4月時点(235人)から145~185人分増加し、他の1私学も新設する場合、更に増加することになるため、新卒の看護職員供給数としては大きく向上するものと見込まれる。

○「看護職員養成に関する動向調査」の結果、回答のあった200床以上の市内16病院の採用実績(常勤看護師)に占める新卒の割合は約60%で、且つ回答17病院に

における 70%以上の看護師等の在勤年数が 10 年未満である。また、若年労働人口の減少が確実な中、新卒看護職員の養成確保だけで看護職員確保対策を考えていくことは現実的とは言えず、回答 17 病院からも、就職後の看護師の継続教育・研修等や離職防止・再就業に関し、行政の支援を求める意見が多く寄せられている。

また、国の「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」の論点整理（留意事項）の中でも、「一定の量の恒常的な退職を見込み、それを新卒を中心に補うことを想定するという発想で看護職員の処遇を捉えることを改め、（中略）着実に離職を防止し、需給を改善していくべきである。」「看護職員確保に関しては、社会人の看護教育ニーズに的確に対応できるカリキュラムの整備をすることや、潜在看護職員の再就業（中略）についても視野に入れる必要がある」などの意見が出されており、今後着実に離職を防止するとともに、潜在看護職員の再就業支援と合わせ、パッケージで看護職員確保対策を講じていく必要がある。

- 「看護職員養成に関する動向調査」の結果、回答のあった 200 床以上の市内 15 病院の内 14 病院が認定看護師の今後の配置計画をもっており、認定看護師の養成需要は高いと考えられるが、市内における認定看護師教育機関数や養成分野はまだ十分とは言えない状況にあると考えられる。

（２）看護短大四年制化の主な課題

- 国の「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」では、「看護基礎教育は充実されるべきであり、教員の資質の向上をはじめ、そうした教育を提供するのに相応しい体制や環境を確保していく必要がある」という点に関しては意見が一致している。

看護基礎教育を充実していくための具体的な方策としては、「看護基礎教育の期間の延長を図り、大学での基礎教育に移行していく」など 3 案が示され、今後の看護基礎教育の充実に関しては、医療提供関係者や看護師等学校・養成所を運営する者等を含め、広く国民的なコンセンサスを重ねながら議論を進めていくことが不可欠とされており、看護基礎教育の充実の流れは、一層明確なものになってきている。

また、全国の公立短期大学は、過去 10 年間で 31 校（約 5 割）減少するなど、短期大学の数自体が減ってきている中、公立も含めて看護系短期大学の四年制化が進展しており、公立の看護系短期大学で四年制化方針が確定していないのは、看護短大を除き 3 校である。

「Ⅰ 看護短大の現状」でも述べているとおり、本市が看護短大を設置して、看護師の直接養成を行う意義は、医療の高度化・専門化に対応できる看護師を養成するための「高度な教育環境」を提供することであることから、看護短大の四年制化は、喫緊の課題であると言える。

- 「看護職員養成に関する動向調査」の結果、複数の私学から、看護短大が四年制化すれば、私学にとって大きな影響があり、公民の競合が懸念されるという趣旨の意見が寄せられている。看護職員養成課程を設けている市内の専門学校等からは、公民の競合を危惧する意見は出ていないが、現状における学校運営の課題として、入学生の確保、経営面の厳しさ等が挙げられている。

一方、本市は、巨額の財源不足が見込まれ、今後も危機的な非常事態が続くだけでなく、より一層困難な財政運営を余儀なくされており、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用していかなければならない。

このため、看護短大の四年制化に当たっても、市内の私学が看護職員養成に高い意欲を示している一方で、少子化の進展により大学進学人口が減少していく中、多額の財政資源を投じて、なおかつ公民が競合する結果を招くことのないよう、必要な公共性は担保した上で、「民」の力を活用できる部分については「民」の力の活用を基本として、公民の役割分担を再検討していく必要がある。

Ⅲ 看護短大の四年制化に伴う運営方式の検討

1 運営方式の比較・検討

看護短大四年制化に伴う運営方式のあり方については、平成 20 年 3 月にとりまとめた「京都市立看護短期大学の今後のあり方について」(内部検討資料)において、①直営、②地方独立行政法人、③公設民営(公設後寄付又は貸与)、④民設民営の四通りから、①公共性の確実な担保、②事業全体の経費抑制、③京都市民への貢献などの観点を考慮し、民営化の可能性も見据えながら、将来構想の中でとりまとめることとしたところである。それぞれの運営方式を比較・検討した結果は、表 37～38 に示すとおりである。

【比較・検討の主な前提条件】

- ① 四年制看護学科の設置に当たり、新たな施設整備が必要になる。
- ② 四年制看護学科の設置に伴い、看護短大は在学生がいなくなったときに廃止する。
- ③ 四年制看護学科の設置に伴い、看護短大の専任教員は四年制看護学科に移行する。ただし、国の審査の結果、職位が変更になる場合がある。
- ④ 市内の四年制看護学科の入学定員は、今後 5 年以内に、私学の参入により、平成 20 年 4 月時点(235 人)より 145～185 人分増加する見込みである。
- ⑤ 高等教育は高い公共性が求められており、とりわけ看護教育の内容に関しては、公立か私立かという設置主体の相違によって、大きな違いは生じない。

【表 37：運営方式の比較検討結果】

	公立大学		私立大学	
	直営（公設公営）	地方独立行政法人（公立大学法人）	公設民営（公設後寄付又は貸与）	民設民営
概要	本市が設置者となって、看護系四年制大学の施設整備を行うとともに、当該大学を運営する方式	本市が看護系四年制大学の施設整備を行い、本市が設置する公立大学法人に出資又は無償貸与することにより、当該法人が設置者となって当該大学を運営する方式	本市が看護系四年制大学の施設整備を行い、新たに設立若しくは既存の学校法人に寄付又は貸与することにより、当該法人が設置者となって当該大学を運営する方式。なお、近年、高知工科大学や静岡文化芸術大学のように、公設民営の私立大学が、公立大学法人化する動きがある。	現行制度上、公立大学を承継する形で、私立大学を設置する方法や事例はないが、外形的には、新たに私立大学の学部・学科を設置して、公立大学を廃止することになるが、実質的には、公立大学がこれまで培ってきた伝統・ノウハウなどの教育的蓄積を提供し、他方私立大学が施設・設備の整備と当該大学の運営を行う方式として考えられる。
教育的蓄積の承継	○ 看護短大のこれまでの教育的蓄積をベースとして、高度な教育環境を再構築することができる。	○ 看護短大のこれまでの教育的蓄積をベースとして、高度な教育環境を再構築することができる。	△ 基本的に私立大学であるため、看護短大のこれまでの教育的蓄積をベースとして、高度な教育環境を再構築することができるようにするためには、あらかじめ本市と設置者との間で、取り決めを行っておく必要がある。	△ 基本的に私立大学であるため、看護短大のこれまでの教育的蓄積をベースとして、高度な教育環境の再構築ができるようにするためには、あらかじめ本市と設置者との間で、取り決めを行っておく必要がある。
公民の役割分担	● 市内の私学が看護職員養成に高い意欲を示している一方で、少子化の進展により大学進学人口が減少していく中、多額の財政資源を投じ、なおかつ四年制看護学科を設置する大学との間で、学生募集等の面で競合することになる。	● 市内の私学が看護職員養成に高い意欲を示している一方で、少子化の進展により大学進学人口が減少していく中、概ね直営方式と同規模の財政資源を投じ、なおかつ四年制看護学科を設置する大学との間で、学生募集等の面で競合することになる。	● 市内の私学が看護職員養成に高い意欲を示している一方で、少子化の進展により大学進学人口が減少していく中、新たに学校法人を設立し（若しくは既存の学校法人に対し）、財政資源を投じて整備した施設を寄付又は貸与した上で、なおかつ看護学科を設置する大学との間で、学生募集等の面で競合することになる。	○ 市内の私学が看護職員養成に高い意欲を示している一方で、少子化の進展により大学進学人口が減少していく中、看護学科を設置する大学との間で、学生募集等の面での競合を避けることができる。
公共性の担保	○ 四通りの中で、本市の意向や政策をもっとも確実に反映させることができる運営方式である。 ○ 授業料は、国の省令に準じて設定することになるため、四通りの中で学生負担は最も低く抑えられるものと考えられる。	○ 設立団体（本市）の長は、あらかじめ公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮し、議会の議決を経た上で、中期目標（法人が達成すべき業務運営に関する目標）を定め、法人は、中期目標に基づき中期計画（当該中期目標を達成するための計画）を作成し、設立団体の長の認可を受けることが法定されており、直営方式に次いで、本市の意向や政策を反映させることができる運営方式であると考えられる。 ○ 授業料は、当該法人があらかじめ上限を定め、議会の議決を経た上で、設立団体（本市）の長の認可を受けることとなるため、学生負担は、直営方式に次いで、低く抑えられる可能性が高いと考えられる。	△ 基本的に私立大学であるため、本市の意向や政策を反映することができるようにするためには、あらかじめ本市と設置者との間で、取り決めを行っておく必要がある。 △ 学費は、当該法人が決定することになるが、他の方式との比較による運営コスト面でのメリットを踏まえて、本市が奨学金制度を創設し、公立大学と私立大学における学費の差の縮小策を講じることは可能。ただし、静岡文化芸術大学のように、公立大学並みの金額に設定している事例もある。	△ 基本的に私立大学であるため、本市の意向や政策を反映することができるようにするためには、あらかじめ本市と設置者との間で、取り決めを行っておく必要がある。 △ 学費は、当該法人が決定することになるが、他の方式との比較による整備・運営コスト面でのメリットを踏まえて、本市が奨学金制度を創設し、公立大学と私立大学における学費の差の縮小策を講じることは可能。また、設置者にも制度の充実を求める場合は、あらかじめ本市と設置者との間で、取り決めを行っておく必要がある。
事業全体経費及び京都市民への貢献	● 施設整備・運営ともに、本市直営となるため、イニシャルコストとして、建築工事費だけで20億円以上、また、教職員とも現状以上の配置が必要になることなどから、毎年3～8億円（現状2億円）程度が本市の負担（赤字）となる。看護短大の運営方式と同様であるため、収支構造の根本的な改善は困難である。このため、四通りの中で、看護職員1人の養成に要する市民負担は最も高くなる。 ○ 私学参入による市内養成定員増とは別に、看護短大での養成定員分（50人）以上の確保が可能と考えられる。	● 施設整備は本市直営となるため、イニシャルコストとして、建築工事費だけで20億円以上が本市の負担となる。ランニングコストの面では、公立大学法人の場合、独立採算制を前提とするものではなく、当該法人の中期計画の定めるところに基づき、設立団体（本市）が運営費交付金を確保することになる。公立大学法人は、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理（地方独立行政法人法の規定により役員及び職員の身分は非公務員）と財務運営の弾力化等により、効果的・効率的な運営を可能にするものであるため、直営方式に比較して、収支構造は改善しやすい環境になるものと考えられる。このため、看護職員1人の養成に要する市民負担は、法人の経営努力に応じ、直営方式に比較して軽減される可能性が高いと考えられる。 ○ 私学参入による市内養成定員増とは別に、看護短大での養成定員分（50人）以上の確保が可能と考えられる。	△ 施設整備は本市直営となるため、イニシャルコストとして、建築工事費だけで20億円以上が本市の負担となる。運営については、私立大学として私学助成を受けて行われることとなるため、基本的には不要と考えられるが、本市として運営補助を行う必要があるかどうかや、行う場合の規模等については、あらかじめ本市と設置者との間で、取り決めを行っておく必要がある。このため、看護職員1人の養成に要する市民負担は、法人の経営努力に応じ、直営方式・公立大学法人方式に比較して軽減される可能性は高いと考えられる。なお、静岡文化芸術大学の場合、平成19年度決算で、収入の23.9%が地方公共団体の補助金で賄われている。 ○ 私学参入による市内養成定員増とは別に、看護短大での養成定員分（50人）以上の確保が可能と考えられる。	○ 施設整備は当該法人の負担となるため、本市のイニシャルコストは不要となる。運営についても、既存の私立大学として私学助成を受けて行われることとなるため、不要と考えられる。このため、四通りの中で、看護職員1人の養成に要する市民負担は最も低くなる。 △ 看護短大での養成定員分（50人）は私学参入による市内養成定員増の一部と相殺されるが、若年労働人口の減少が確実に中、新卒看護職員の養成確保のみに頼ることは限界があるため、他の方式との比較による整備・運営コスト面でのメリットを踏まえて、本市が復職支援や離職防止策に取り組むことで、総合的に看護職員確保対策を講じることは可能

※○：長所として評価できる内容、●：短所として評価できる内容、△：中間的な評価若しくは短所だが一定の対策を行うことにより改善が可能と評価できる内容

【表 38 : 運営方式の比較検討結果 (まとめ)】

	公立大学		私立大学	
	直営 (公設公営)	地方独立行政法人 (公立大学法人)	公設民営 (公設後寄付又は貸与)	民設民営
教育的蓄積の継承	看護短大の教育的蓄積をベースとする高度な教育環境の再構築が可能		看護短大の教育的蓄積をベースとする高度な教育環境の再構築は本市と設置者との取り決めによる。	
公民の役割分担	多額の財政資源を投じた上に、市内の私学と競合する。			多額の財政資源を投じることなく、市内の私学とも競合しない。
公共性の担保	本市の意向等の反映が図りやすく、学生負担も低く抑えられる。		本市の意向等の反映は本市と設置者との取り決めによる。学費は設置者が決定するが、本市等が奨学金制度を創設・充実し、公立大学と私立大学の学費の差を縮小することは可能	
事業の経費抑制及び京都市への貢献	私学参入による市内養成定員増とは別に、看護短大での養成定員分を確保できるが、イニシャルコストは本市の負担、ランニングコストは本市の負担が増える。		私学参入による市内養成定員増とは別に、看護短大での養成定員分を確保できるが、イニシャルコストは本市の負担、ランニングコストは本市と設置者の取り決めによる。	看護短大での養成定員分は私学参入による市内養成定員増の一部と相殺されるが、新卒養成以外の看護職員確保対策を講じることは可能。イニシャルコスト・ランニングコストともに不要
実施上の課題	<input type="checkbox"/> 多額の財政資源を投じた上で、開設済み若しくは開設予定の私学との競合が避けられないことが課題となる。 <input type="checkbox"/> 事業全体の経費抑制が困難なため、看護職員 1 人の養成に必要な市民負担の増加が避けられないことが課題となる。		<input type="checkbox"/> 看護短大の教育的蓄積をベースとする高度な教育環境の再構築や本市の意向等の反映が課題となる。 <input type="checkbox"/> 公立大学より学費が増加することが課題となる。 <input type="checkbox"/> 公設民営の場合、私学の参入意欲がある中、施設を公設整備して寄付又は貸与する意義に乏しく、開設済み若しくは開設予定の私学との競合も避けられないことが課題となる。 <input type="checkbox"/> 民設民営の場合、看護短大での養成定員分は私学参入による市内養成定員増の一部と相殺されることが課題となる。	

2 最適な運営方式

- 運営方式の比較検討の結果、基本的な傾向として、公共性の担保という観点からは公立大学の方に、一方、事業全体の経費抑制という観点からは私立大学の方に強みがあると考えられる。
- しかし、いずれの運営方式においても、それぞれ強みと弱みがあるため、最適な運営方式の検討に当たっては、それぞれの強みを活かし、弱みを補完する工夫を講じることができるかどうか、大きなポイントとなる。
- 公立大学とする場合の弱みである、私学との競合と事業経費の増大については、これらを補完する対策を講じることが困難であると考えられる。一方、私立大学とする場合の弱みである、本市の意向等の反映や学費の増加等については、次のとおり対策を講じることが考えられる。ただし、私立大学のうち、「公設民営」方式の場合、現に私学の参入意欲がある中で、多額の財政資源を投じて施設を公設整備し、学校法人に寄付又は貸与する意義に乏しく、且つ開設済み若しくは開設予定の私学との競合も避けられないという、公立大学とする場合と同じ弱みが残る。

★看護短大の教育的蓄積をベースとする高度な教育環境の再構築

- 看護短大の教員を中心に教育システムを構築し、且つ京都市立病院で臨地実習を行う旨、本市と設置者との間で協定を締結する。

★本市の意向や政策の反映

- 本市と設置者による協議機関を設置し、点検・評価・改善を行う旨、本市と設置者との間で協定を締結する。

★学費の増加

- 公立大学との比較によるコスト面でのメリットを踏まえて、本市と設置者が奨学金制度を創設・充実し、共同で公立大学との差を縮小する。

★看護短大での養成定員分が私学参入による市内養成定員増の一部と相殺

＜民設民営の場合＞

- 公立大学との比較によるコスト面でのメリットを踏まえて、本市が復職支援や離職防止策等、新卒養成以外の看護職員確保対策に取り組む。

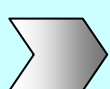
- 以上を総合的に勘案すれば、看護短大の四年制化に伴う運営方式としては、「民設民営」方式が最適であると結論付けられる。なお、「民設民営」方式の有効性が確保されるためには、前述のとおり、当該運営方式の弱みを補完する対策が講じられる必要があり、その多くは本市と設置者となる私立大学側の協力が不可欠であることに十分留意して、具体化を進めていく必要がある。

Ⅳ 質の高い看護職員の養成と確保のための新たな枠組

これまでの検討結果を踏まえ、質の高い看護職員の養成と京都市立病院をはじめとする市内医療機関への看護職員供給の充実を目指し、看護短大の四年制化を契機として、次の三つの柱からなる「質の高い看護職員の養成と確保のための新たな枠組」を構築し、今後、公民の協力を基調として、取組を推進していくものとする。

～質の高い看護職員の養成と確保のための新たな枠組～

1 市内私立大学との公民協力による民設民営方式での看護短大の四年制化



看護短大の教育的蓄積をベースとして高度な教育環境を再構築し、質の高い看護職員養成と市内医療機関への看護職員供給を改善。奨学金制度の創設・充実により、公立大学と私立大学の学費の差を縮小

2 市内大学・関係団体との公民協力による離職看護職員の復帰支援対策



新たに離職看護職員の復帰支援対策に取り組み、市内医療機関への看護職員供給を改善

3 市内大学・関係団体との公民協力による現職看護職員の定着支援対策等



新たに現職看護職員の定着支援対策等に取り組み、市内医療機関の看護職員需要を圧縮等

1 市内私立大学との公民協力による民設民営方式での看護短大の四年制化

(1) 設置者の選定

今後5年以内に四年制看護学科を設置する計画を有する市内の私立大学の内、看護短大の教員の受入が可能であり、且つ看護短大の教員と共に一から教育システムの構築が可能な大学であって、本市の意向や政策の反映並びに奨学金制度の創設・充実に関する協力が得られる大学の中から選定することを基本とする。

(2) 設置者との取り決めにあたっての基本的な考え方

ア 教育システム

看護短大の教育的蓄積をベースとして高度な教育環境を再構築していくため、四年制看護学科の教育システムは、看護短大の教員の受入を前提として、看護短大の教員と当該大学とが共に構築することが可能であるものとする。

イ 教員処遇

上記アを具体的に担保するため、四年制看護学科の学科長には看護短大の教員が就任すると共に、本人が希望しない場合を除き、看護短大のすべての教員（医師を除く。）の受入が可能であるものとする。なお、看護短大の教員個々の勤務条件は、現給保障を原則とするものとする。

ウ 奨学金制度

看護短大が市立校として低廉な学費で看護教育を提供していたことに鑑み、看護を志す学生が学資のために進学を諦めることがないように、公立大学と当該大学との学費の差を縮小するため、本市の奨学金（貸与）制度創設を前提に、当該私学においても奨学金制度を創設若しくは充実させることが可能であるものとする。

エ 本市の意向や政策の反映

質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実という、本市の政策目的を確保していくため、本市と当該大学との間で協議機関を設置し、点検・評価・改善の取組が可能であるものとする。

オ 経費支出

事業経費の抑制を図り、看護職員 1 人の養成に必要な市民負担を最小化していくため、四年制看護学科の施設整備及び運営に関し、本市が当該大学に対する経費支出を行わなくても実現が可能であるものとする。

2 市内大学・関係団体との公民協力による離職看護職員の復帰支援対策

平成 23 年 4 月の市内の四年制看護学科の入学定員は、平成 20 年 4 月時点（235 人）から 145～185 人増え、新卒の看護職員供給数としては大きく向上する見通しである。

一方、若年労働力の減少が確実な中、新卒看護職員の養成確保だけで、看護職員確保対策を考えていくことは現実的とは言えない。

市内でも、資格を持っているものの就労していない潜在看護職員が相当数いると考えられるが、医療の高度化が急速に進展していることや医療事故、IT 化への対応危惧等もあり、とりわけ離職から期間が空いている場合には、すぐに現場で働くことは困難である。このような潜在看護職員の能力再開発を行い、現場復帰を支援していくことは、市内医療機関への看護職員供給の改善に寄与するものと考えられる。

このため、本市では、看護学科を設置する市内の大学や医療関係団体等との協力により、今後着実に潜在看護職員の掘起しと復帰支援に取り組み、看護職員供給の改善を図るものとする。

3 市内大学・関係団体との公民協力による現職看護職員の定着支援対策等

日本看護協会 2007 年病院看護実態調査では、新卒看護師の病院就職 1 年以内の離職率は 9.2%にも上る。

早期離職の大きな要因の一つは、入職時の看護実践能力と臨床現場で求められる能力とのギャップであり、新卒をはじめとする現職看護職員への充実した継続教育・研修の実施は、早期離職防止に寄与するものと考えられる。

また、認定看護師の養成需要は高いと考えられるが、市内における認定看護師教育機関数や養成分野はまだ十分とは言えない状況にあり、今後認定看護師教育機関の増加は、質の高い看護職員養成への貢献につながるものと考えられる。

このため、本市では、看護学科を設置する市内の大学や医療関係団体等との協力により、今後着実に現職看護職員の離職防止等に取り組み、看護職員需要の圧縮等を図るものとする。

京都市立看護短期大学の四年制化の取組に関する確認事項

京都市（以下「甲」という。）及び学校法人佛教教育学園（以下「乙」という。）は、甲が設置する京都市立看護短期大学（以下「看護短大」という。）の四年制化の取組として、甲乙の協力の下で、平成23年4月に乙が設置する佛教大学保健医療技術学部看護学科（以下「四年制看護学科」という。）に関し、以下のとおり確認する。

一 目的

甲及び乙は、相互に連携協力し、看護短大における教育的蓄積を承継する四年制看護学科を設置し、医療の高度化・専門化に対応できる看護職員養成のための高度な教育環境を提供することにより、質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実に資するものとする。

二 四年制看護学科の教育内容

次の事項を基本として、甲乙協議の上、四年制看護学科の教育内容を構築するものとする。

（一）教育理念及び教育課程

佛教大学の建学精神と看護短大の教育的蓄積との融合を図るものとして、看護短大の教員が佛教大学の教員と共に構築する。

（二）定員

入学定員65名

（三）取得可能資格

看護師、保健師の受験資格及び養護教諭一種免許状

（四）臨地実習

京都市立病院で実施する。

三 看護短大の教員処遇

（一）四年制看護学科の初代学科長は、看護短大の教員が就任するものとする。

（二）乙は、本人が希望しない場合を除き、看護短大のすべての教員（医師を除く。）を四年制看護学科の教員として採用するものとする。

なお、四年制看護学科に採用する看護短大の教員の給料を含む勤務条件等については、基本的には佛教大学就業規程によるものとする。ただし、看護短大における給料を下回らないものとする。

四 奨学金制度

甲は、優れた看護職員の養成及び確保のため、私立大学が設置する四年制看護学科の学生を対象とする奨学金制度を創設するものとする。乙は、甲の創設する奨学金制度と連動して、既存の奨学金制度の充実に資するものとする。

五 点検・評価体制

看護短大の四年制化の取組として設置する四年制看護学科の運営に当たり、質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実に資するものとする。甲の政策目的を担保していくため、甲乙の協議機関を設置し、点検・評価・改善を行うものとする。

六 経費負担

乙が設置する四年制看護学科に関し、その施設等の整備費用及び運営に要する経費については、乙が負担するものとし、甲は、乙に対してその一切の経費を支出しないものとする。

七 協定書の締結

- (一) 甲及び乙は、京都市会における看護短大の廃止に関する条例並びに奨学金制度の創設に関する条例の可決後に、本確認事項に基づき協定を締結するものとする。
- (二) 甲及び乙は、四年制看護学科の教育内容の構築その他看護短大の四年制化に関し必要な準備行為を協定の締結前においても行うことができるものとする。ただし、(一)に定める条件が成就しなかった場合にあっては、甲乙双方共相手方に対し損害賠償等の要求は行わないものとする。

八 その他

この確認事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、その解決を図るものとする。

この確認事項を証するため、本書二通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自一通を保有するものとする。

平成21年6月22日

甲 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京 都 市
代表者 京都市長 門川 大作

乙 住所 京都市北区紫野北花ノ坊町 96 番地
学校法人佛教教育学園
代表者 理 事 長 水谷 幸正

主な論点

1 質の高い看護職員の養成

- (1) 京都市立看護短期大学教員
- (2) 京都市立病院臨地実習
- (3) 京都市看護師修学資金融資制度
- (4) その他

2 京都市立病院をはじめとする市内医療機関への看護職員供給の充実

- (1) 京都市立病院をはじめとする市内医療機関への供給
- (2) 定着対策・復帰支援等の取組
- (3) その他